

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<p align="center">予算特別委員会会議録（3）（令和3年2定）</p>			
日 時	令和3年 6月18日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時53分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	面野委員長、濱本副委員長、松田・丸山・酒井・高橋（克幸）・松岩・中村（吉宏）・中村（誠吾）各委員		
説明員	総務・財政・産業港湾・生活環境・こども未来・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者（水道局長、港湾担当・福祉保険両部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p align="right">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、高木委員が松岩委員に、須貝委員が中村吉宏委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、小貫委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○松田委員

質問の前に、一言申し上げます。

弱者に寄り添うのは政治家の役割の一つです。声を上げたくても上げられない、上げづらい、それを敏感に察知して、その声を政治や行政に反映させるのが議員の役目だと思っております。それには、男性も女性も区別はありません。生理の貧困問題についても同様です。昨日、我が党の秋元議員がその件に関連して質問しておりましたが、あえて男性の秋元議員が質問したことに私は意義があると思っております。まだまだ課題はありますが、まずできることから実現していったほしいと思っております。

それでは、質問させていただきます。

◎子育て世代包括支援センターについて

昨年からのコロナ禍にあつて、日本全体の出生数の減少が伝えられていますが、小樽市における昨年の出生数はどうなのか、コロナ禍の影響もあると思われませんが、御見解をお示ししていただきたいと思えます。

○（こども未来）こども家庭課長

住民基本台帳上、令和2年の出生数は433人となっております。コロナ禍の影響については把握できておりません。

○松田委員

人口減少が続く小樽市では、いかにして人口減少を最小限に抑えるかが最重要課題となっております。人口減少の要素には出生数より死亡者が上回る自然減と、転出者が転入者を上回る社会減の二つがありますが、小樽はその両方が当てはまり、そのためにも子育て世代の支援が欠かせないと思っております。

それで、子育て支援策について伺います。

子育て世代が安心して子育てしやすい環境づくりの一つとして開設されたのが、子育て世代包括支援センターです。子育て世代包括支援センターは昨年9月に妊娠・出産・子育てのワンストップ相談拠点として開設されたもので、これは大変に喜ばしいことです。今月1日の発行の広報おたる6月号に、子育て世代包括支援センター「にここ」の開放事業の特集記事と産後ケアについて掲載されています。

そこでまず、子育て世代包括支援センターについて伺います。

その事業内容をお聞かせ願いたいと思えます。

○（こども未来）こども家庭課長

事業内容についてですが、赤ちゃん開放事業としておひさまひろば、幼児開放事業としてのびのびひろば、ほかに母子健康手帳交付時の面接、電話相談、来所相談を行っております。

○松田委員

それでは、まだ事業開始してから短いと思いますが、事業開始から直近までの事業ごとの利用状況をお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

令和2年9月以降の利用状況といたしましては、赤ちゃん開放事業であるおひさまひろばは70組140人、幼児開放事業であるのびのびひろばは6組13人、母子手帳発行時の面接は148人、そのほかに来所相談が9人、電話相談が65人となっております。

○松田委員

今、利用状況を聞き、いろいろと事業をやっているということですが、利用者から寄せられた感想や要望、そして、見えてきた課題等があればお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

利用された方からの感想としましては、母子手帳交付を受けた妊婦の方からは、ゆっくり話を聞いてもらえると思わなかったけれども、聞いてもらえてよかったという感想がありました。また、開放事業を利用された方からは、広い広場で子供を遊ばせることができよかった。月齢の近い子供たちがいてよかった。栄養や歯科の相談を受けることができよかったというような御感想をいただいております。

見えてきた課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止している時期もありましたけれども、今後、より多くの方が利用して下さるよう、周知を図っていきたいと考えております。

○松田委員

今お聞きすると、ゆっくり話ができたとか、皆さん大変喜んでいらっしゃる状況が見えてきました。課題等としては、今後いかに周知していくかということがあると思いますけれども、しっかり頑張っていただきたいと思います。

◎産後ケアについて

次に、産後ケアについて伺いたいと思います。

出産後の妊産婦をフォローするために産後ケアがありますけれども、小樽市における産後ケアはどういった事業を行っているのか、具体的にお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

事業といたしましては、平成30年4月から小樽協会病院に出向いて受けるデイサービス型、そして今年4月から開始した訪問型を行っております。

○松田委員

今お聞きすると従来から協会病院で行っているデイケア型と、本年4月から開始された訪問型があるようですが、その内容についてもう少し詳しく説明していただければと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

デイケア型につきましては、協会病院において9時から16時までの間、乳房ケアや沐浴などの育児指導。あと、母親自身の体や心の相談を受けられます。

訪問型につきましては、助産師がその御家庭に訪問し、同様の支援を行っております。

○松田委員

この産後ケアの案内チラシをホームページで見ましたら、その産後ケアを利用できる方として、デイケア型は生後4か月未満の赤ちゃんとも母親、訪問型は生後1歳未満の赤ちゃんとも母親となっております。この利用できる方の訪問型とデイケア型の違いについてお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

月齢の違いについてはですが、デイケア型は協会病院が実施しているのですが、病院側の体制として4か月

まで可能ということがありまして、4か月未満としているところです。

○松田委員

受入れ側の体制によって4か月未満というのと、訪問型は1歳未満で、これは小樽協会病院の内容ですけれども、協会病院がもう少ししたら同じように両方1歳未満というようにできるということはありませんでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

協会病院においては、病室を使って利用しており、なかなか動きも出てきた子供に対応するのは難しいということがあるようで、まだ動きも出ていない月齢ということで4か月未満というふうにされているようです。

○松田委員

体制ということで、違いがあるということです。

それで、訪問型は4月から始まったばかりですので、まだ利用者は少ないと思いますが、デイケア型と訪問型のそれぞれの利用実績についてお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

令和2年度の利用実績ですけれども、デイケア型が5回となっております。今年度は、本日までの利用実績としましては、デイケア型がゼロ回、訪問型が4回となっております。

○松田委員

確かに始まったばかりといってもデイケア型がゼロ回というのは少し。先ほど言いましたとおり、4か月未満ということで、やはり出生数の関係からいってそういうことなのかと思います。この利用者が少ないということについて、どのように思っておりますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

今回、訪問型ができたということもありまして、なかなか出向いて受けるよりは、現在のところは身近な自宅でのケアを希望されている方が多いのではないかとこのように捉えております。

○松田委員

ちなみに産後とは死産した方は含まれるのか伺います。というのは、子供が元気かどうかは別として、出産されたわけですから体力的、精神的消耗は同じですので、ケアが必要と思われそうですが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

死産された方もいろいろな精神的、身体的な影響を受けているわけですので、支援の対象になるというふうに考えております。

○松田委員

参考までに、昨年1年間及び今年5月までの死産された方はどのくらいいらっしゃるのか、その人数を押さえていたらお示ししていただきたいというふうに思います。

○（こども未来）こども家庭課長

死産された方の人数につきましては、保健所に確認しましたところ、令和2年は10件、令和3年5月末までで3件ということでした。

○松田委員

なぜ私が今このように死産のことを聞くかといいますと、先日、我が党の大阪本部女性局として流産や死産を経験した母親たちを支援している当事者団体の方にヒアリングをしました。その結果、様々な問題点が見つかったからです。妊娠しても残念ながら流産してしまう方もいますし、臨月を迎える前に早産した方もおり、またせっかく生まれてもすぐにお亡くなりになる赤ちゃんもいます。その際、死産届を出したにもかかわらず、その方に子育て支援のお知らせが来て深く傷ついたというケースがあったと聞いたからです。

死産の場合も届出が義務づけられていると思いますけれども、恐らく死産届に関する情報共有が子育て支援部局となされていないのではないかと思われませんが、小樽では過去にこういったケースはなかったのかお聞かせ願うとともに、死産された場合の情報共有はどのようにされているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

具体的にそういったケースは把握していないところではありますが、現在、情報共有がなされていない状況にありますので、そのようなことが実際に生じている可能性はあるかというふうには考えております。

○松田委員

情報共有されていないことについて、やはりしっかり情報共有されてほしいと思います。

それで、逆に、死産後喪失感で心のケアが必要であるにもかかわらず、産後検診などの母子保健の対象外になったという問題点も指摘されております。厚生労働省の通達によれば、法による位置づけとして、「妊産婦」とは、妊娠中または出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産も死産の場合も含まれるとあります。

そして、その通達には、子育て世代包括支援センターにおける支援を始めとする各種母子保健施設の実施の際には、流産や死産を経験した女性も含め、きめ細やかな支援を行うための体制整備に努めていただきたいという願いもありました。そういったことから、そういう方々にもケアは必要だと思いますが、小樽では死産した方や流産した方にどのような支援がされているのか、伺いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

死産された方の心身の状況によっては医療機関から連絡が入り、そういった場合には個別に対応することになるかと考えておりますが、現時点では具体的な支援策としては実施していないところです。

○松田委員

また、同じく通達によれば、産後ケア事業ガイドラインには、母親のみの利用を妨げるものではないとしており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれるとあります。

小樽市の産後ケアの利用案内文に「お母さんと赤ちゃん」という文言がありますけれども、そこに工夫が必要ではないかと思うのですが、その点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

どういった対象の方にどういった形で情報を発信していくのかということについては、今後工夫が必要だと考えております。

○松田委員

あと、流産や死産を経験した女性というのは、乳幼児と同じ場でのケアに精神的な負担を感じるという指摘もあることから、産後ケアにデイケア型と訪問型の違いもあるのではないかと私は推察しておりますけれども、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

委員おっしゃるとおり、そういった要因も考えた上で、やはり訪問型が必要だというふうに考えております。

○松田委員

小樽市において、死産した方の産後ケアを受けたケースはどのくらいあるのか、数を押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

現時点では死産された方で産後ケアを受けた方はいらっしゃらないです。

○松田委員

先ほども申しましたとおり、流産や死産後に子供が出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が市町村

から届き、当事者にさらに精神的負荷がかかった事例があるという事例を先ほど挙げましたが、実は私の身近にも流産や死産を経験した友人、知人がおります。私の姪もその一人なのですけれども、この問題というのは本当に非常にデリケートな問題で、身内であってもなかなか声をかけることはできなくて、今回質問するに当たって、あえて少し数年たっているものですから、こういった状態だったのと昨日少し聞きましたら、本当はショックでいろいろとやはり大変だったんだと。やはりそういった意味で、先ほど本当に声を上げたくても、また、子供が歩いている姿を見たりするその母親たちの苦しみというのは、やはり私たちはしっかり見てあげなければいけない。それこそ先ほど政治の姿と言いましたけれども、まだ今、逆に利用される方はあまりいないようですが、先ほど情報共有と言いましたけれども、そういった意味でこちらから声をかけてあげるだとか、そういうことが必要なのではないかと私は思っております。

ともあれ、先ほど言いました情報共有、またそういった支援をしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、このことについて御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○こども未来部長

先ほど委員からお話ありましたけれども、今年の5月31日付で、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」という通知が厚生労働省からございまして、その中では、流産や死産を経験した女性への支援と情報共有というのが求められているところでございます。先ほど委員のお話にもありましたけれども、この問題は非常にデリケートな部分がございます、なかなか注目されていない部分があったのではないかとというふうに考えております。

ただ、やはり支援が必要な人がいらっしゃるということも事実でございますので、今後は医療機関をはじめ関係機関と連携しながら支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○松田委員

今、部長からお話がありましたけれども、本当にそのようなことで、しっかり今後、今まであまり注目されてこなかったし、先ほど言ったように声を上げたくても上げづらかったと、そういうこともあります。今いろいろ問題点もありますけれども、我が党の議員が国会で取り上げまして、産後検診の制度改正の調整に入ったというようにも聞いておりますし、先ほど厚生労働省からの通達文書も来たというのも、実はそれは私たちの議員が言ったことよって発出されたということも聞いております。そういったことで、今後やはりしっかり取り組んでいただいて、小樽は子育てするのにすごくいいところなのだとと言われるようなまちになっていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高橋（克幸）委員

◎日本遺産の活用について

それでは、日本遺産に関連して伺いたいと思います。

まず、以前配られました「重要文化財 旧手宮鉄道施設」という小樽市博物館から出されたパンフレットを見返してみました。日本遺産に本当に重要なポイントを占めている施設だと認識をしております。

まず、この施設の構成文化財を挙げていただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

旧手宮鉄道施設の文化財の構成ということでお答えさせていただきます。

こちらは旧手宮駅の構内に残されている鉄道施設なのですけれども、機関車庫1号と3号、そして蒸気機関車の方向を転換します転車台、あと蒸気機関車に給水する水を蓄えていました貯水槽、そして、塗料などの引火性のものを保管していました危険品庫、そして港への高架栈橋への線路の路盤を支えておりましたレンガ積の擁壁で構成されております。

○高橋（克幸）委員

その最後に擁壁も入っているということでもあります。それで、資料があれば少し紹介してほしいのですが、この資料の擁壁の説明の最後の行ですね。それと、小樽市ホームページで出している旧手宮鉄道施設の擁壁の説明文書の最後の文章をそれぞれ紹介してください。

○（教育）生涯学習課長

総合博物館で出しているパンフレットの文章ですけれども、御紹介いたしますと、「昭和19年（1944年）高架栈橋は廃止されますが、およそ85メートルの擁壁が残されています。まさに、石炭資源とともにあった北海道の鉄道を象徴する構造物でもあります。」。

そして、総合博物館のホームページに載せている文章ですけれども、最後の文章については、「唯一残る擁壁は、石炭積み出し港小樽・手宮の歴史を象徴する遺構です。」という部分になるかと思います。

○高橋（克幸）委員

そのように紹介されておりますけれども、教育委員会としてはどのように捉えておりますか。

○（教育）生涯学習課長

今お話をしましたとおり、こちらは過去残っている石炭資源を運び出したという時代を象徴します大切なものというふうに認識をしております。

○高橋（克幸）委員

私も以前から気になっていて、どうもこの擁壁だけがないがしろにされているような、要は整備されないような気がしてならなかったわけでございます。昨日も少し見てきましたけれども、葉が生い茂って木で隠れて見えるところはほんの少し、案内板も汚れてぼろぼろです。ひどいなというように思っておりましたけれども、今回、一般質問で我が党の横尾議員がこの件について質問をしておりました。少しこの件で議論させてほしいと思うのですが、一般質問でもありましたけれども、この擁壁周辺を整備するのに、どこの部署が担当するという事になっているのか、まず説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

横尾議員の一般質問でお答えしたところになるのですけれども、擁壁周辺の整備ということでは、まずその擁壁の手前の部分は道道でございまして、その道道の維持管理については北海道が所管しております。

その擁壁の上部については、落石などを防止するため治山工事をしておりまして、その防止柵を整備するなど、また道道の横にも金網を設置しているのですけれども、その金網の設置も含めて北海道が担当しております。

また、擁壁のある部分というのは手宮公園の敷地ということで、公園の敷地としては建設部公園緑地課が担当になっております。

ただ、文化財という部分と、旧手宮鉄道施設という総合博物館の敷地内にごございます文化財ということで、そちらについては、教育委員会が所管をしております。

○高橋（克幸）委員

それで伺いたいのは、では、この擁壁周辺をどのように整備すると考えているのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）生涯学習課長

擁壁周辺の整備については、まだ具体的には決まっていないのですけれども、今お話があったとおり、草が生い茂っていて看板も読めないくらい傷んでいるという問題がございますので、まずは下草刈りを定期的に行き見える状態にすることですか、あと案内板についても、今後予算措置も含めて新しいものにして見やすいようにというのは検討しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね。至急検討していただきたいと思います。

それで、北海道には今直接お聞きできませんので、建設部に伺いますけれども、建設部では教育委員会からの草刈りや伐採などについての、そういう検討の話合いや協議などはありましたか。

○（建設）公園緑地課長

擁壁周辺の整備について、教育委員会からこれまで協議はございませんでした。

○高橋（克幸）委員

これからだと思いますけれども、教育委員会から今お話が出ていた下草刈りだとか、必要のないような立木の伐採だとかという依頼、協議があった場合にはどのようにになりますか。

○（建設）公園緑地課長

教育委員会から建設部が依頼を受けた場合の手続の流れですけれども、まず、その作業内容にもよるかと思いますが、現地が保安林ということがございますので、その辺の協議が調った上で我々に依頼がございましたら、その内容について積算等をいたしまして、業者に対してその発注をしていくという流れになるかと思えます。

○高橋（克幸）委員

建設部では依頼が来たら受けられるということですよ。

そうすると、北海道の対応も含めて教育委員会がやはり窓口になってしっかりと対応していただくということになるかと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今お話がありましたとおり、保安林に関する北海道への申請ですとか、建設部との協議につきましては、教育委員会で対応していくということで考えてございます。

○高橋（克幸）委員

それで、ぜひお願いしたいのは、北海道と協議するときに、私が心配しているのは擁壁の上部にある、下のほうにもありますけれども、立木が相当大きくなって太くなってきています。恐らく根っこが擁壁に相当入り込んでいいる可能性があるのです。自然の力は非常に強いもので、根で擁壁が一部押されている可能性もあるということで、その立木等の調査も含めて擁壁の状態もぜひ調べていただきたいと思えますし、文化庁との兼ね合いがあるのであれば、文化庁と連携も取って、一回きちんと調査したほうがいいのではないかと考えているのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今お話がありましたとおり、擁壁の状態についての調査ですけれども、今までは北海道で実施しております文化財パトロールというもので毎回の調査をしているほかに、看板の取り外し、取付けで、市の職員も確認はしているのですが、主に木の影響で崩れている場所がないとか、そのような調査でございました。今お話がありましたとおり、その周辺の木を切った場合にどのような影響があるかというのは、文化庁と十分協議してから対応しなければいけないという内容になっておりまして、上のほうでやっています治山工事に関しても、文化庁とも協議をしながら進めているところでございますので、今後、木を伐採する場合は、手前にある自然に生えてきた立木も含めて、文化庁と協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

木は毎年大きくなりますから、あまり時間があると思わないで、できればすぐ手をつけていただいて、来月でも再来月でも結構ですけれども、文化庁、道と連携をして、まず調査をする。そして、どの木が切れるのか、草刈りをどこまでできるのか、あの周辺をある程度見やすくするためにはどうしたらいいのかということも含めて、ぜひ協議していただきたいと思えます。小樽市の案がなければ道も確認できないでしょうし、協議もできないと思いま

すし、その前提には文化庁との協議がしっかりとできていないと根拠の薄いものになりますから、その辺の実態調査をぜひとも状態も含めて確認をしていただきたいということをさらにもお願いしたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

現地を見ていただけるかどうかというのは、なかなか難しいところでもありますが、文化庁の調査官が北海道に来られた際には、ぜひ現地を見てもらうということで調整をしたいというふうに考えております。あと、写真など、今できる手段を使って、できるだけ早く協議をできるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

その調査する前提で、教育委員会としてあの中に入って具体的に上だとか真下だとか、そういうところの調査というのは、現況で教育委員会のできるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

落石などの危険がどうしてもある場所ということがございますので、簡単に入って行って見てもらったときに何かあったらという心配がありますので、それに関しても北海道とも話をしながら、すぐに調査していいものかどうかということも確認してまいりたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、できるだけ速やかに周辺整備の考え方や、計画なりをつくっていただきたいと思っておりますし、そのための調査の動きをできるだけお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私は、日本遺産の活用について、これからも議論をさせていただきたいと思っているのですが、日本遺産の認定について、これまでシリアル型、地域型というように進めてまいりましたけれども、これまでの経緯について簡単に説明をしていただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

シリアル型ということで、小樽には北前船と炭鉄港、二つのシリアル型がございます。北前船におきましては、平成30年5月24日に認定をされておりまして、現在、全国48の自治体で構成をされている日本で一番大きな日本遺産ストーリーの自治体が入っているというところでございます。小樽市内の構成文化財は7種類というところでございます。

もう片方の炭鉄港におきましては、令和元年5月20日、道内12の自治体で構成されておりまして、小樽市内の構成文化財は6種類といったところでございます。

○高橋（克幸）委員

昨年、挑戦しました「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」ですが、これについて、結局は認定されなかったわけですが、文化庁のホームページを見ますと、入替え制度ができたみたいな話がかかれてありました。小樽市もその候補地域に認定されるように動いていると伺いましたけれども、この辺の一連の制度の説明と今の動きをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

昨年、日本遺産の地域型の申請については不認定という結果でございました。その後、昨年の12月25日に、日本遺産フォローアップ委員会の中間取りまとめというものが発表されまして、その中で日本遺産の取消し制度、それから今後、日本遺産になり得る地域を候補地域ということで新設をされたということで、小樽市にとってみれば新たなチャンスが生まれたというところもございまして、本年3月23日に小樽市日本遺産推進協議会のメンバーとストーリーと、それから地域活性化準備計画といったものを取りまとめまして、文化庁に提出をしているといったところになります。

結果につきましては、6月下旬という予定で公表されております。内容につきましては、現在その日本遺産フォ

ローアップ委員会によりますと、平成27年度の日本遺産がスタートをしてから、国の財政支援が3年間と、それから自走での3年間、この6年間で地域活性化計画といったものを進めていくことになっておりますが、なかなか認定された地域の中でその活用がうまく図られていないといったような課題が指摘されておまして、そういったことから取消し制度と、それから候補地域の創設といったものができたというふう聞いております。

○高橋（克幸）委員

6月下旬ということで、もう間もなくですね。次に進むためにも、ぜひ候補地域になっていただきたいと我々も思っております。

それで、この入替え制度についてですけども、以前と違って何がポイントになりますか。

○（産業港湾）観光振興室田中主幹

現在、文化庁から示されておりますポイントといいますか、取消しの一つの評価といったところでございますが、地域活性化計画に対する計画目標に、達成評価といったものと、それから取組内容に対する評価と二つの大きな項目がございまして、両方とも不可といったような結果になった場合におきましては、日本遺産の取消しに至るといったような流れになります。

○高橋（克幸）委員

日本遺産の活用については、非常に大事なテーマだと思っておりますので、また別な機会で作らせていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎新幹線開業に伴う並行在来線について

それでは、新幹線開業に伴う並行在来線について、またお聞きします。

前回の第1回定例会の代表質問で、私は、並行在来線の質問をさせていただきました。私としては2030年、令和12年に開業が決まっていることから、新幹線開業を「光」、並行在来線の地方への移譲を「影」と表現し質問を行ってきました。市内の情勢や他都市の実情など、多くの配慮が必要な課題とは感じますが、市長から理事者の情報を集めた後、検討されて、そのときでできる限りの丁寧な答弁をいただいたものと私は思っています。

ただ、若干失礼な言い方かもしれないですけども、その印象としては、まだ将来のことで時間がある、北海道や協議会からの情報が入ってから検討すればいい、とも取れるような雰囲気のある答弁でもあったと感じていました。それで、第2回定例会でも言いましたが、この問題がすごい勢いで始まっています。私は開業日が遠いということより、逆なのです。開業日は既に決まっています。小樽市として早く検討することや心構え、市長も言っていましたように、準備が必要だと訴えたかったところなのですが、一方で市長が答弁でおっしゃられた、令和3年前半の協議会から出される情報を待ってからの判断も確かにあるのかなとは感じていました。

それで、質問ですけども、私たち議会への報告の考え方ですが、確かに時間的な経過もあります。また、北海道や協議会からの情報の追加や変更もあると思います。この北海道新幹線並行在来線対策協議会の活動や議論内容については、北海道のホームページで確認することができるのです。その中で、今後のスケジュールも示されまして、令和4年の早い時期に地域交通の在り方を決定することで合意されているのです。つきましては、小樽市議会

にこの協議会の議論の内容、または並行在来線に関することについての報告を考えていますか。小樽市の考え方の報告もちろん必要です。

また、説明の際に協議会に市の意思を伝える時期もあると思いますので、まずそのスケジュール感をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

スケジュールでございますけれども、協議会の後志ブロック会議開催の都度、各議員に概要を情報提供しまして、各定例会で建設常任委員会に検討状況を報告したいと考えております。そして、その中で市の考え方も報告したいと考えております。

また、協議会では今年の9月をめどに地域交通の確保方策の方向性を確認、これは鉄道、バス、複合案の3案のうちどれが望ましいか、協議会としての考え方を示すという意味になりますけれども、それに向けて小樽としての考え方も伝えていくことになると考えております。

協議会でこの方向性が確認された後は、各沿線自治体で住民説明を行いまして、一定程度の御理解をいただいた上で、令和4年の早期に経営分離後の地域交通の確保方策を決定する予定としております。

○中村（誠吾）委員

そうですね。いよいよスケジュールが動き始めるのです。ですから議会に報告するという認識はもちろんそうだと思いますし、これから地域とも、市民と共にやり取りしなければならないのです。

それで、次の質問ですけれども、言わずもがなの課題が出てきます。業務を推進する体制と職員の配置についてなのです。

並行在来線の詳細について勉強するため、市側にお尋ねしたいことが多くある中で、今後のスケジュールについては今お聞きしました。私自身が考えていたよりも、検討の前倒しがいろいろ出てくるのだろうと思われ、これは想定できなかったものと思われ、この3月、4月、5月からの全体の中で、この並行在来線については皆さん御存じのとおり、北海道は担当課長を置くなど、もうそこまでやっています。北海道ですら新たに担当課長を置くほどの大きな課題という認識があるのです。

それで、小樽市は確かに機構改革も行ったばかりではありますけれども、しかし先ほど申し上げたとおり、検討事項を繰り上げて結果を出していかなければならない事情が始まったのです。業務を短時間に進めなければなりません。どのような体制で業務を推進していくのでしょうか。体制の強化が必要ではないかと思うのですが、お答えください。

○建設部長

今の並行在来線の業務につきましては、建設部の新幹線・まちづくり推進室で担当しておりまして、昨年度、並行在来線の業務を含めて、新幹線・高速道路推進担当の主幹職を1人増加させたところでございます。

今後、並行在来線、いわゆる地域交通の確保方策の在り方も含めて、いろいろな課題を抱えてこれの解決に向けて進めていかなければなりませんけれども、その方策によっては、さらにどれくらいの業務量が増加するのか、把握できない面もございますので、まずは現在の体制の中で業務を進めさせていただきまして、必要に応じて体制を整えていかなければならないと考えております。

○中村（誠吾）委員

まず、今の段階ではそのようにお聞きしておきます。

次に、今日の新聞でもありました。この函館本線の長万部一小樽間の営業損益の赤字が28億といよいよ公表しましたね。

そこで質問しますけれども、これから費用的な判断の基準の考え方や配置について聞きたいのですが、議会の中で何度か長期構想と費用の関係を質問した記憶があります。それで、長期構想はその方向性を示すものですし、実

施に当たり、単年度でその事業だけでなく他の支出する事業の様子や優先順位を考え、費用の支出を判断していくと回答されてきているところなのです。並行在来線については、鉄道で継続するか、バス転換するかはもちろん何も決まっていません。さらに補助金や起債なども想定もできない状況であります。

今回は、いつもと違う方向から質問しますけれども、もし並行在来線の方法が決まった場合、小樽市としての負担金は、どの程度まで支出することが可能なのですか。要するに毎年となるわけですから、かなり難しいと思えますよ。100万円程度ならすぐにでもオーケーでしょうけれども、毎年度単独費で、例えば10億円の経費がかかるとなればどうします。考えなくても分かりますよね。無理です。単独費の場合、幾らまで捻出可能と想定してみたことはありますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

具体的に幾らまでという数字は算出困難ですが、持続可能な財政負担であることが原則だと考えております。今後、協議会で国や道の補助なども含めて収支を精査することとしておりますので、それで本市の財政負担がどのくらいの規模になるのか、これを見定めながら持続可能な地域交通の方向性を様々な角度から検討していきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

若干、私の聞いたところとは違う角度で答えていますね。持続可能な交通としては、もちろん私はそう思っています。私はあくまでも小樽市の懐を考えたときに出てくる答えというのにはあるのに決まっていますから、聞いただけです。いいです。これは今そこで押さえましょう。

それで、この項の質問の最後で、随分ドメスティックなことを聞きますけれども、例のオタモイ駅と長橋駅の追加について、私は聞いたことあるのです。要するに、少しでも利用してもらう、1人でも2人でも残してその実績をつくっていかうと、例えば余市-小樽間に。そのことについて前回もお尋ねしたのですけれども、鉄道事業を継続した場合、利用者の増加も大きな課題と思います。それでオタモイ駅、長橋駅の追加を検討できませんかと言いましたし、これによって本数が限られますけれども、市内に直接短時間でも入れるし、札幌へのいろいろな利便性もあると思うのですが、そういう考えは持てますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

御質問のように、仮に新たな駅を設置する場合に便利になる人もいますけれども、現行のバス路線が鉄道に並行しておりますので、利便性が高まる地域というのは限定的になるのではないかと思いますので、第三セクター鉄道を選択した場合に、駅の新設が利用促進にどこまで効果があるのかなども含めまして、今後検討してまいります。

○中村（誠吾）委員

全否定されなかったのでもっとしていますけれども、ありがとうございます。

◎廃棄物の処理について

次に、廃棄物の処理についてお聞きします。

この課題についてお聞きするに当たり、私も若干、環境行政のことで知り得てきた経験もあるので改めて調べていたのです。それで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定の前には、清掃法があって、その時代から不法投棄には罰則規定が設けられていました。昔から不法投棄は大きな社会問題であったと認識しています。たくさんの職員や事業者の皆さんが汗水たらして苦勞し、この問題に対応してきたのです。そして、お金もかかってきました。

本日はその逆で、不法投棄をした側ではなくて、不法投棄された側の話をさせていただきたいのです。何かというと、不法投棄したものが分かれば、最終的には民法上の不法行為として現状復帰ないし損害賠償を求めることができることは分かっています。ただ、産業廃棄物等で比較的規模の大きい不法投棄であれば、認めているわけではないけれども、捨てられた廃棄物から不法投棄したものを特定することは、今までの経験から、ある程度可能なの

です。でも、ほとんどの場合、誰が犯人か分からないことが多いのではないかと思います。

それで、質問なのですが、その場合、不法投棄物を撤去するときには、最終的には誰が撤去費用を負担しなければなりませんか。

○（生活環境）清掃事業所長

投棄者が不明の不法投棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条第1項に、「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定されていることから、土地所有者が撤去費用を負担することになります。

○中村（誠吾）委員

それでは、国や地方自治体所管の土地であればどうなってしまいますか。

○（生活環境）清掃事業所長

土地所有者である国または地方自治体が撤去費用を負担することになります。

○中村（誠吾）委員

どうしても不法投棄したものや、排出事業者が分からない場合もありますよね。その場合はどうなりますか。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄をした者または排出事業者が分からない場合につきましては、やはり土地所有者が不法投棄物の対応することになります。

○中村（誠吾）委員

今おっしゃっていることは、きっと国管理の土地なら国に、北海道管理の土地なら北海道に管理責任があつて、不法投棄等があつた場合はそれぞれが対応しなければならないということによろしいのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

国及び北海道が管理する土地への不法投棄があつた場合につきましては、それぞれ国・道であります土地の管理者が対応することになります。

○中村（誠吾）委員

それでは今度は、不法投棄以外の場合でも、ごみの処理ということが出ています。何かというと、例えば自然災害等で処理すべき廃棄物がいや応なしに発生する場面もあります。要するに台風災害や河川で流木がどつと出てくるとか、皆様も知っていると思います。その処理責任も、土地の利用状況や河川もいろいろな形があつたり、周辺環境への影響上必要があればという、いろいろな前提はつくのでしょうかけれども、お聞きしたいのは、国管理の土地なら国に、北海道管理の土地なら北海道に、市有地なら市にあるということによろしいのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

自然災害などで発生した廃棄物が生じた場合につきましても、所有者が分かれば、もちろんその所有者の方に処理してもらふということになるのですけれども、例えば倒木ですとか、所有者が分からない場合につきましては、それぞれの土地の管理者が対応するということになります。

○中村（誠吾）委員

私もよく分かっていないで聞いていて申し訳ないのですけれども、今まで言ってきたことはほとんど、例えば山、畑、野原などであれば、いわゆる土地ですから、所有者ないし管理者がはっきりしているから分かります。それで質問ですが、いわゆる海沿い、海岸についてはどのように考えなければならないのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸につきましては、港湾地域を除く海岸の管理につきましては、海岸法第5条に、「海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。」と規定されていることから、北海道が管理者となりますので、北海道が対応することになります。

○中村（誠吾）委員

近年、先ほど言った自然災害、異常気象等もあり、海岸に漂流ごみや、小樽市の人によく分かると思うけれども、海獣の死骸が打ち上げられることも多くあります。それで、これは少し政治的な話ですけども、いわゆる不審船が朽ち果てた状態で打ち上げられることも現実として我が国で起きていました。

それで、もう一度聞きますが、不審船は少し私は分からないけれども、これらのようなものも管理者が処理するとなれば、それは北海道なのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物処理推進法第17条第1項に、「海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。」と規定されておりますので、北海道が主として対応するものです。ただ、同法第17条第3項におきまして、「市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。」とも規定されておまして、本市といたしましても北海道から補助金を受けまして、海岸漂着物回収処理業務、これを市が行うなどの形で協力をしているものです。

○中村（誠吾）委員

これは質問ではありません。今聞いて確認しておきます。

平成21年に今言った海岸漂着物処理推進法が制定されているのです。そして、その第17条において、海岸漂着物の処理責任は海岸管理者である都道府県とされています。

それで、そのことをまず明確にしておきたかったということと、今おっしゃってくれたとおり、ただ、そこには市町村も協力する義務というか、市町村も協力するのだということはもちろんあるのです。ですから、私としては、北海道さん、あなたのせいだよと言っているのではなくて、これはしっかりと北海道さん頼みますよということは当たり前なのだけれども、市としてもこれから北海道と連携を取っていただきたいというお願いだったので。

それで、この点をお願いして、これは質問ではないですから、私の認識のお話をさせてもらいましたので、今後ともよろしくお願ひします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎塩谷児童センターの塩谷小学校への移転について

塩谷児童センターの塩谷小学校への移転についてお聞きします。

小樽市公共施設長寿命化計画が策定されまして、計画によると塩谷の放課後児童クラブは、児童センターの機能とともに塩谷小学校内に移転するとなっています。これまでの市の説明では、この移転を決めた理由として幾つか挙げていますけれども、そのうちの一つに、塩谷・桃内連合町会からの要望を受けてという説明もされていると思

います。

連合町会ではどのような理由で塩谷児童センターの塩谷小学校への移転を要望しているのか、お答えいただきたいと思います。

○（財政）中津川主幹

昨年の6月に塩谷・桃内連合町会より、塩谷地区の公共施設再編に関する意見・要望が本市に提出されました。その中で、再編計画にある塩谷児童センターを塩谷小学校へ移転する件につきましては、連合町会としては賛成の意を示しており、その主な理由ですが、一つは、国道から児童センターに向かう道路は歩道がなく危険な道路と認識しており、移転は子供たちの安心・安全につながる。それから、小学校への移転により児童センターを利用する児童も多くなる。それから、児童のことをよく知る教員が同じ建物内にいるという安心感がある。それから、市議会に提出している塩谷小学校存続の陳情内容に通じるなどでございます。

○丸山委員

連合町会の方々の挙げた理由については、本当にそのとおりだと思います。そういったことを要望するということについては理解をしているところです。

ただ、その要望が、児童センターが小学校に移されたことかなうのかどうかについては、私は少し疑問を感じておまして、質問をさせていただきたいわけです。まず道路について、小学校に移ると安全性が増すと、安心であるということについてなのですが、ここでこの連合町会が取り上げている道路について、放課後児童クラブを利用している児童だけではなくて、塩谷小学校に通う児童も広く利用している道路だと思うのですが、いかがでしょうか。

○（財政）中津川主幹

国道から児童センターに向かう歩道のない道路につきましては、国道より海側に住む児童もおりますので、放課後児童クラブ利用の児童だけでなく、塩谷小学校に通う児童も通行しております。児童センターを小学校へ移転することで、児童全体の安全を確約できるわけではございませんが、塩谷・桃内連合町会の要望書にあります児童の安全といいますのは、放課後児童クラブが児童の通う小学校内にあれば交通事故などのリスクも軽減されるところでございますので、市といたしましても同様の見解でございます。

○丸山委員

今説明いただいたように、児童クラブを利用している児童の通行の安全性が増すというのは、児童クラブが小学校に移るということでその効果が期待されるということは否定しませんが、ただ、この国道から児童センターへの道路ですが、児童が通行する際に歩道もないしバス通りでもあるし、それなりの車の通行があるということで、危険があるのではないかと心配ですけれども、この道路で児童が関係する交通事故はあったのかについて、最近、2019年度以降で構いませんので、お答えいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

国道から児童センターに向かう道路におきまして、平成31年4月以降において児童が関係する交通事故ということでございますけれども、学校からは児童に関して交通事故があったというような報告はございませんでした。

○丸山委員

それから、保護者であっても地域の人であっても、安全性という点で気になることについて、不審者情報などの提供というのがあるのですけれども、今話題にしている国道から児童センターまでの道路付近、こういったところで同じく2019年度以降で構いませんので、不審者情報などはありましたでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

同時期で同じ道路の付近ということでございますが、不審者情報につきましても学校からは報告は上がっておりません。

○丸山委員

今お聞きした中で、やはりこの道路が特に安全性に問題があるということではないと思います。それで、移転によって移動の距離が短くなるわけですから安全性が増すということは否定しません。繰り返し言います、否定しませんけれども、そもそも目指さなければいけないのは、市内に住む児童・生徒が、登下校だけではありませんけれども、登下校の際にも安心・安全、交通安全、こういったことを高めていくことがそもそも求められていくことだと思いますので、特にここの道路に限って安全性に問題があるとは考えられないということを重ねて申し上げたいと思います。

それと、利用促進についてですけれども、小学校に移すことで、児童センターを利用する子供たちが多くなるのではないかということですが、そのことについて確認します。

放課後児童クラブを利用している児童については町内会の御意見のとおり、移動時間はほぼなくなります。しかし、放課後児童クラブを利用していない児童はどうなのかと。児童センターを利用しない住民にはあまり知られていないことかもしれませんけれども、放課後児童クラブを利用していない児童が児童センターを利用する際には、一旦帰宅しなければいけないと思います。帰宅した上で家の方に、児童センターに行ってくるよと、何時ぐらいに帰ってくるねと、こういったことを告げて児童センターに行くというルールになっていると思うのですが、いかがですか。

○（こども未来）放課後児童課長

児童館や児童センターは自由来館ということになっていますので、今、委員のおっしゃった認識のとおりでございます。

○丸山委員

ということで、放課後児童クラブを使っていない児童、あるいは中学生だとか、そういった子供たちもそうですけれども、学校が終わったら一旦家に帰らないといけません。それから、また遊びたいということであれば児童センターや児童館などに出かけていくということで、児童センターが小学校に移ったからといって利用者が増すのではなくて、やはり中身の魅力によって利用促進を図っていかねばならず、この点についても、移転したこのみで利用する児童が増えるということではないと思います。

それから、知っている教員が同じ建物に在ることによって安心感が増すということも挙げられておりました。児童センターは小学校の建物内に移転するという計画ですけれども、この二つの施設については仕切りが設けられて、その仕切りにドアを設置すると説明されています。小学校と児童センターの行き来についてですけれども、これは児童が自由に行き来できるということを想定しているのでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

全体としましては、学校施設ということになりますので、児童センター利用の児童が校内に行き来することは原則できないものであります。平日の放課後などで教室に忘れ物をしたとか、児童センター以外の部分に入らなければならない特別な事情が起きた場合には、柔軟に対応してもらえるように学校側と協議が必要だと考えております。

また、教諭等の行き来については学校施設の構造上や、利用児童に急を要するような連絡があるなど、場合によってはそういうことも想定はしておりますので、そういった場合も柔軟にできるように協議しているところです。

○丸山委員

それから、児童を担任する教員、児童に関係する教員が放課後児童クラブの時間に児童館と小学校の間を行き来するということは想定されますか。

○（こども未来）放課後児童課長

すみません、今説明で少し加えさせていただいたのですけれども、同じお答えになりますが、学校の教員、教諭

等の行き来についても想定はしており、協議をしています。

○丸山委員

これから協議をしていくということで、できるように協議をしていくと受け止めましたけれども、放課後児童クラブが開設している時間というのは、もう既に授業は終わっているわけです。本来であれば教員の皆さんは別の仕事をしているのではないかと思います。昨今、教員も働き方改革が呼びかけられています。新型コロナウイルス感染症の感染予防にさらに時間が取られている実態も聞いています。児童センターと小学校の行き来を推奨するものではないと思います。

市は、町内会の方が同じ建物内にいる安心感があると、これを期待しているわけですが、町内会が具体的にどのようなことを期待して、こういった安心感が増すというようにおっしゃっているのか、そのあたりの聞き取りはしていますか。

○（財政）中津川主幹

私が聞いたお話の中には、校内で何かけがをするようなことがあったりとか、友達同士でトラブルがあったりとか、そういったようなことが起きたときに、自分の担任がいたりすることで、仲裁ですとか、そういったことでいろいろと安心感があるというようなことのお話も聞いておりますので、そういったことなのかというふうに考えてございます。

○丸山委員

私、児童センターに懇談に行ったときに、町内会の要望がこういうふうに出ているということで話題になりました。職員の方ともお話をしました。本来は別の施設ということなので、あまり小学校の教員にヘルプを出すとか、そういうことを考えていないというお話でした。ただ、子供たちがそこで困っていれば教員たちが知らん顔をすることはないだろうから、そういうこともあるかもねということで強く否定するものではないですけれども、本来別の施設だと私は認識しているわけです。

それで、連合町会は、さらに塩谷小学校の存続を求めて陳情も出されています。ただ、今のところ小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画自体は止まっていて、今学校の統廃合自体の検討をされている状況にはないわけです。町内会の要望で、移転によって塩谷小学校の存続の助けになるだろうという要望を出していますが、この趣旨について聞き取りされていますでしょうか。

○（財政）中津川主幹

連合町会の要望内容につきましては、財政部が連合町会から直接お話も伺っておりますので、ただいまの御質問は財政部からお答えをさせていただきます。

現在、学校再編の計画は見直しをすることとなっておりますが、塩谷小学校の存続につきましては、塩谷・桃内連合町会等から市議会に陳情が提出されております。児童の減少に歯止めがかからない中、児童数が多い町なかの小学校への転校を希望する保護者も増えていることから、児童センターや放課後児童クラブを校内に置くことで、児童の安心・安全な環境を整え、少しでも塩谷小学校離れの抑制につなげ、さらには地域の連携や相互支援など、地域コミュニティの活性化に期待していると町内会の方から伺っております。

○丸山委員

分かりました。この件については、移転することのみをもってこういったことを期待しているのではなくて、移転をすることで子供たちの拠点ができること、そのことでコミュニティの取組などつながりを強めていきたいということも考えての要望だということですね。

ただし、やはり道路の安全性の問題、利用促進の問題、それから学校と児童センターの行き来などの問題、書面では簡単な、そんなに詳しく書いていないからかもしれませんが、実際に具体的に要望していることと、市が児童センターを移転することで提供できると思われることとの間に、やはり少し乖離があるのではないかと私は考

えます。そこについては、すり合わせの不足だったり、市の説明不足だったりがあるのではないかと考えていて、町内会の方がこういった理由で移転を要望しているからこの移転を進めていくのだということについては、もう少し慎重に丁寧に対応をお願いしたいところです。

児童センターへの懇談についても少しお聞きしたかったですけれども、時間がありませんので私の質問を終わらせていただきます。

○酒井委員

◎新型コロナワクチンの接種について

私からまずお伺いしたいのは、ワクチン接種に関してであります。75歳以上から始まり、それから65歳以上、今後は60歳から64歳という形、さらに50歳以下という形で進められていくと思います。

私は今、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が発行している「新型コロナウイルスワクチン接種に関する今後のスケジュールについて」を見ながらお伺いしているわけでありませうけれども、今後のワクチン接種のスケジュールについて、概略を説明していただけますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

今後のワクチン接種スケジュールにつきまして、お手元の資料を改めて御覧いただきたいのですが、まず今後の予定といたしましては、6月15日に在宅サービス、障害者施設へも御案内していきまして、医療機関との調整が整い次第、接種をできますという御連絡。あとは基礎疾患をお持ちの方には、医療機関に先行予約を始めていただけますかということをお知らせしております。そして、かかりつけ医で先行予約を取っていただくと、接種券が送られますので、そのように早く受けられるということで考えております。

接種券の送付につきましては、こちらの予定どおり6月28日に発送していきまして、60歳から64歳の方につきましては29日から予約ができるようにし、6月30日から接種可能と考えております。

12歳以上59歳以下の方は、7月12日に接種券を送付いたしまして、予約を7月14日からしていただき、7月15日から接種可能ということで、若干前倒しで進まれる医療機関もあるかもしれませんが、標準的なスケジュールということで、こちらをお示ししているところでございます。

それにプラスして、表の右側になりますけれども、集団接種の開始ということで、6月26日土曜日から7月11日の日曜日を除く10日間で延べ約8,000回、実人員にしますと4,000回になりますが、ワクチン接種をさせていただきまして、7月末までにワクチン接種を希望する65歳以上の高齢者につきましては、2回目を終わりたいということで今進めているところでございます。

○酒井委員

そうなのですね。順次進められるという形になると思います。一方で、基礎疾患がある方については優先して予約されるということで出されていたわけでありませうけれども、少し確認したいのですが、かかりつけ医で毎月、毎週と通っている方であれば、こうした基礎疾患があつてかかりつけ医でという形はすごくやりやすいと思うのですが、例えばこの「【2】基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方」という場合、これはなかなかそういうふうにはならないのではないかと考えるのですが、こうした仕切りについてはどんなふうになっているのか、少し御説明願えますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

基礎疾患をお持ちの方という中には、肥満度ということでBMI 130以上の方が入っておりますけれども、こちらにつきましては、定期的にかかっている医師により分かっている方もいるし、1か月後にどんどん太つてという方もおられるかもしれませんが、こちらは御本人の申告、申出をし医師がいいと言えばワクチン接種を受けられるので、御本人がということになると思います。ただ、医師に定期的にかかっている、この方という方がい

らっしゃれば、医師からも予約をしていなければワクチン接種をお受けになりませんかというお声かけというのはあるかと思えます。

○酒井委員

少し話が外れてしまったのですけれども、なかなか肥満というだけで、病院にかかっていないという方だったら離れてしまうのではないかと思うのです。ただ、そうはいつでも、一応はこういった仕組みができていることについては評価はしたいと思うのです。一方、それとはまた別に優先接種すべきものがあります。

これについてお伺いをしたいのでありますけれども、例えば幼稚園や保育園、認定こども園といったところでは、非常に感染リスクが高いと言われていて。児童、幼児、乳児など、そういう方にマスクをつけるわけにいかないですから、そういった点でも全国各地でクラスターが発生しているという状況からも、やはり一刻も早くそうした幼保職員に優先接種しなければいけないのではないかということがあります。

6月16日付の北海道新聞道北版では、留萌市で市内の保育所、幼稚園の代表らがこのワクチンを職員に優先接種することを求めたことに対し、留萌市はそれにどう言っているかというところ、今後協議し優先接種できるよう検討するというものであります。

やはり小樽市におきましても、こうした保育所、幼稚園につきましては優先接種するべきだと私は思っております。現時点での小樽市の考えをお伺いいたします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、集団接種の予約状況をいろいろ見まして、保育所、幼稚園につきましては御案内をさせていただきまして、集団接種の中で予約枠を取らせていただくというところで今動いているところでございます。

○酒井委員

はっきり分からないですけれども、優先して接種させるという考えではないでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

言葉足らずで申し訳ございませんが、優先的に接種をさせていただく順番が来たというところで、御案内をさせていただいているところでございます。

○酒井委員

優先接種する方針であるということは、すごくよかったと思うのです。ただ、そうはいつでも、そういった職員がどれだけいるかということ把握しなければならぬと思います。

こども未来部としては、そういった名簿の用意などもしなければならぬと思うのですけれども、その点について何か補足することはありますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

こども未来部でのそういった施設の把握ですけれども、私ども当然認可施設は把握しているのですけれども、小さなところも本日把握しまして、そういう動きについて各施設に趣旨を説明して、現在職員の数ですとか、それが可能なかどうかですとか、そういう準備を現在進めているところです。

○酒井委員

よかったと思います。1点だけ確認させてください。

その対象となる施設は、具体的に何になりますか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所、認定こども園、無認可の小さな保育所、幼稚園です。数で言うと大体51施設になるかと思えます。

○酒井委員

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次に優先接種するべきなのはどこなのかというところに行きますと、私はやはり小学校、中学校

ではないかなど。小学校、中学校は原則として児童・生徒はマスクをしています。ただ、そうはいつでも、これもまたクラスターが広がっているという全国的な傾向がありますから、その中でも安心してということになると、小学校、中学校も対象になってくるかなど。それについても検討を始めていくべきだと思いますけれども、現在の考え方についてはいかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小・中学校につきましても、やはり早めに受けていただきたいと考えております。そちらにつきましては、今後、教育委員会と十分相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

そうですね。今すぐという形にはなかなかならないにしても、どれだけ人数がいるかということもありますし、進み具合などもありますから、なかなか困難とは思いますが、優先接種については市民的な理解は得られるのではないかと思います。しっかりと教育委員会とも協議していただいて、しかるべき措置をしていただければと思います。

次に、集団接種、それから個別接種、職域接種などというものが今出てきております。そういった中で、異なる種類のワクチンが混在して打たれる危険性はないだろうかということでもあります。今は一般的に全国的に打たれているファイザー社製、それからモデルナ社製、こうしたものが代表的なもので挙げられるのかと思いますけれども、小樽市において、このワクチンが混在して打たれる危険性はないのかどうか、確認したいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

異なるワクチンの取扱いにつきましては、国からも十分留意するようということはお出ておりますけれども、現在はファイザー社製のものが1種類ということで、今後はどのようになるか分かりませんが、ただ、そのときに国が言っているのは、ファイザー社製のワクチンを使い終わってからモデルナ社製を使うようということなことが一つ出ているということ。あとは、もし一般の医療機関で使うようになった場合につきましては、例えば火曜日はモデルナ社製、水曜日はファイザー社製とか、そういう曜日ごとにきちんと分けるというようなお話も北海道からもいただいておりますので、いろいろなワクチンが混在するようになったときには、こちらからも十分取扱いについて注意をしていただくということの周知といいますか、そういうことは必要かというふうに思っておりますけれども、現段階では、小樽市内で一般の医療機関にモデルナ社製を扱うというところはございません。

○酒井委員

一応そういうことはあり得ないということの確認をさせていただいたと思います。

次に、職域接種についてお伺いをしたいと思います。

市内でも幾つかの事業所が職域接種に取り組まれるということをお伺いしております。ただ一方で、そうはいつでも市内の中小事業者のところ、私が今、具体的に思い浮かんでいるのは観光の分野なのですが、そういった部分ではどうだろうかということなのです。報道では、函館市、ニセコ地域、それから登別市、ほかにもありますけれども、こういったところが職域接種に取り組むということを出されておりました。

今の小樽市の観光協会といいますか、小樽市の宿泊施設といいますか、そういったところを含めて、職域接種に向けての動きは一体どのようになっているのか、お示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

職域接種に係る総合案内窓口は内閣官房で、宿泊旅行業の窓口は観光庁となっております。市では把握はしてございませんけれども、市内では新日本海フェリー株式会社が接種を実施するということを新聞報道で確認をしております。

○酒井委員

やはり小樽観光をしっかりバックアップしていく上でも、どういった単位で行うかということは別だと思えます。

自治体等によっても違うのです。温泉組合で行ったりとか、それから観光協会を中心に行ったりとか、いろいろなところがあってやっています。

その中で、この小樽市の中でそうした観光や宿泊などを束ねる団体などから、ぜひ職域接種をやりたいのだけでも、なかなかそういったことについてのノウハウなどについてもできないものだから、お手伝いをお願いしたいという方がもし小樽市に来たら相談に乗るといふか、情報提供を行っていくというお考えについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

本市に対し市内の企業から相談があった場合には、まずは職域接種に係る総合相談窓口は先ほど申し上げましたとおり内閣官房、そして、宿泊旅行業の窓口は観光庁となっていることを御説明することになるというふうにご考えてございます。公益社団法人北海道観光振興機構では、北海道内の地区観光連盟ですとか、市町村観光協会、観光団体に対し、職域接種に係る問合せ窓口を設置して、そういった相談対応をするという通知を出されていることを確認してございます。

○酒井委員

言ってみればこれだったら、国に聞けと言っているだけなのですよ。それだったらまずいのですよ。そうではなくて、小樽市はやはり観光都市なわけですから、例えば医師の派遣や看護師などの派遣をお願いしたいのだけでも、なかなか自前で用意するというのができないものだから、例えば医師会に話を聞くためにもどうすればいいだろうかということについても話を聞いてあげるとか、もしくは会場についても、どこの会場にすればいいかということも含めて考えなければならないから、そのことについても相談に乗るとか、もう少し優しい考えはないのですか。今の話だったら国に聞けというだけの話だと思うのですけれども、そんな話を聞いているわけではないのです。

○（産業港湾）観光振興室長

委員がおっしゃいますように、実際に接種に取り組まれる段階になりますと、やはり私どもも医療機関との連携ですとか、会場の確保についての御相談ですとか、そういった細かいことには乗っていかなければならないというふうには考えております。今のお話につきましては、入り口のところで、まずどういうふうにしてその接種の手続を一步前進させればいいのかというところが、やはり皆さんよく分かっていらっしゃる方がございますので、そういったところからの支援を始めたいという所存でございまして、決して今お話のあったようなことをしないという意味ではございません。

○酒井委員

しっかり取り組んでいただけるといふことです。というのはやはり、そういった観光地などでいいますと、職域接種を済ませるといふことで安心・安全をアピールするのだと。その上でやっていくのだといふことで、前段のほうで申し上げた幼保施設や小・中学校などとはまた別なのです。こちらから安心をアピールするためのものでありますので、ぜひ私は取り組んでいただければいいなと思っております。

そうした取組を行って、小樽市の観光地は安心なのだといふアピールをしていくということ。また、ワクチン接種以外にも小樽市は安全なのだといふことを含めて、取束後、しっかり取り組んでいくということも必要ではないかと思うけれども、現在そういった取組に合わせてどうなっているのか。それから今後においても、そうしたアピールということも必要だと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

本市では、昨年度、市内企業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組などに取り組む場合、例えば換気設備の設置、備品等購入費などに対し補助金を交付するがんばる補助金、これは上限100万円となりますけれども、こういったことを実施し、市内の企業を支援してまいりました。また、市内の飲食店の組合が飲食店における

感染対策を啓発するための動画を作成しております、小樽観光協会が協力してこういった情報を発信して、感染リスク低減のための啓発といったことも行ってございます。

今後の取組につきましては、市が直接実施するといった事業はございませんけれども、北海道では令和3年第2回定例会補正予算において、飲食事業者、宿泊事業者の感染防止支援事業の実施を提案しておりますので、これらの国や北海道などの支援メニューの紹介を行うことにより、市内の企業の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎保育士等のPCR検査について

それでは、保育士等のPCR検査についてであります。これについて、北海道にPCR検査を充実させてほしいという要求をしたところ、国がやっているモニター制度でできるのではないかということを紹介されたということなのです。この概要を説明していただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

今お話のありました概要ですけれども、確認しましたところ、内閣官房が民間に委託して行っております新型コロナウイルス感染症の感染源を特定して感染予防につなげることを目的とした、無症状者を対象にしたモニタリング調査でございます。そのモニターを募集する制度でございます、簡単な流れで申し上げますと、保育所などの事業者が内閣官房の専用ページで登録しまして、検査を受けられることになりましたら、その検査会社から事業者には検査方法や人数の調整・確認等が行われます。その検査自体は無料でございます、職場でできると。検査結果が二、三日後に判明するといったことで、内閣官房のホームページの内容ですけれども、そのような形になっているものです。

○酒井委員

周知については、どのようになっているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本件につきましては、内閣官房から直接、北海道保育協議会というところを通じて、各保育園宛てにモニター募集の協力の案内がなされていたものでございまして、本市には国から保育園へその案内を流しましたという旨のお知らせが後志総合振興局からございました。

先日、酒井委員からこの件についてのお話がありまして、周知は改めてどういうふうになっているか確認しましたところ、市内の保育園、幼稚園全部ではなくて、国から行ったのは北海道保育協議会に所属しているところだけだということが分かりましたので、取り急ぎその募集の案内を行っていない認可外の施設も含めて、市内の施設、保育園、幼稚園全てにお知らせしたところでございます。

○酒井委員

◎小樽市立病院の敷地内薬局の設置について

本来この院内敷地内薬局について質問する予定でありました。ただ、もう時間がないので、質問できません。ただ、小樽市立病院の中にそういったものを設置するということで、我が会派としては断じて認められないと反対をしております。今朝になりまして、各会派代表者に見送りをすることが説明されました。いずれにいたしましても、障害者用の駐車場の問題もあります。それから、薬剤師会との協議の問題もあります。しっかりそういった問題をクリアされない以上は、私は、もし改めてということになっても問題があるのではないかと思います。

その点だけを述べて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○濱本委員

◎小樽市立病院の敷地内薬局の公募について

小樽市立病院の敷地内薬局の公募ということで質問させていただきます。

6月初めに敷地内薬局の設置についてということで病院局から報告を受けて、それで今日、一旦見送るという報告をまた受けました。見送ることにはなっていますが、少しこの間のこと、敷地内薬局のことも含めて、何点か聞きたいと思います。

小樽市立病院は平成26年12月に開院しています。このときの薬局の設置に関して言えば、門前薬局のみが許されていた状況だと理解していますが、翌年の平成27年に厚生労働省が、患者のための薬局ビジョンというのを出し、そして平成28年に薬局の構造基準の見直しということで、ここで初めて敷地内薬局の設置が可能になったと理解していますけれども、これで正しいでしょうか。

○(病院)事務課長

濱本委員のおっしゃったとおりであります。

○濱本委員

それで、冒頭に申し上げましたように、6月初旬に設置という報告を受けたのですが、そもそも病院局で敷地内薬局の設置を検討し始めたのはどのくらいの時期でしょうか。

○(病院)事務課長

当院で敷地内薬局の設置について検討を始めたのは、昨年秋以降となります。

○濱本委員

昨年秋と聞くと、そこから第3回定例会をやっている、第4回定例会もあり、第1回定例会があるという。病院局としては今まで、どういうものになるかは別としても、やったことのないことをやろうとしていたということなので、そういう意味では、私はもう少しどこかの段階で議会に対して、こういうような設置を考えていますという報告というか、そういうものは必要だったような気がするのですが、その点についてはいかがですか。

○(病院)事務部長

敷地内薬局の検討につきましては、おっしゃるとおり秋以降検討を始めたところではございますが、いかんせん建てる位置のことや、あと実際そこに立てた場合の規制の問題等がございまして、本当に実現できるものかどうかというところも分からない状況の中で、我々も手探りで進んでいたところではございます。そうした中、一定程度、形が見えてきたというところで、このたびの報告になったところですが、再度引き続き時間が必要ということになって、このたび一度立ち止まらせていただいて、今回につきましてはこのスケジュールを進めることを見送りさせていただいたところでございます。

○濱本委員

それで、日本薬剤師会、北海道薬剤師会、小樽薬剤師会も含めて、これらの団体は、いわゆる敷地内薬局に対し、どういう見解を持っているのでしょうか。

○(病院)事務課長

日本薬剤師会では、厚生労働省が発表しました患者のための薬局ビジョンの中でも、「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へという地域包括ケアシステムでの役割を示しており、医療機関など無秩序な敷地内への薬局の誘致は患者の薬局ビジョンの趣旨に逆行することから、指定に当たっては通知を厳格に適用し、医薬分業の本旨が損

なわれないようにすることを求めています。

また、北海道薬剤師会についても、日本薬剤師会の見解と同じ考えであります。また、小樽薬剤師会についても同様となっております。

○濱本委員

多分総論については、日本薬剤師会の見解というのは、それもそうだよなというのはあるのですけれども、現実問題それぞれの地域の特性があって、それが適用にならないようなところも実はあるような気がしています。例えば佐渡市の病院などは、割とあのような島の中に病院があって、その病院の中に敷地内薬局があったほうが利用者の利便性が高いというような、そういう見方をされる場所もあるわけです。だから、一概に総論が全て適用になるというには理解はできないのですが、少なくとも敷地内薬局ができて、どういう影響が発生するのかというのは、やはり実際問題、小樽で調剤薬局を運営されている方、チェーンストアも含めて、いっぱいいらっしゃるわけです。そういうものに対する影響みたいなことについては調べたのでしょうか。

○（病院）事務部長

個々の店舗の具体的な影響はなかなか調べるのが難しいので、実際には調べておりませんが、小樽市立病院全体の処方箋の枚数と、一番影響を受けると思われます門前薬局の取扱いの枚数というのは把握しておりまして、そのうち、どの程度の枚数が敷地内薬局に流れるかというようなことで、おおむね影響額、それぞれの店舗によっても、うちの処方箋の枚数も異なるので、影響はまた異なっておりますが、そういう部分での分析はさせていただいております。

○濱本委員

本来、多分もっとマクロで考えなければならぬ話だと思うのです。例えば薬剤師会が否定的な見解を持っているとすれば、その理由の中にやはり民業圧迫みたいなことを書いているところもあるわけです。そうすると、例えば、小樽市全体の処方箋の発行枚数が何枚で、そのうちの何%が小樽市立病院でという、そういう全体を見た中で考えないと、小樽市立病院の処方箋だけで営業しているところもあるかも分からないのですけれども、そうでないところのほうが圧倒的多数だと思うのです。そうすると、やはり利害関係者にきちんと説明する上ではそういうデータを用意して御説明する、影響はこのぐらいだと我々は想定していますということなどが多分必要なのだろうと思うのですけれども、そういう点についてはどうお考えですか。

○（病院）事務部長

濱本委員のおっしゃるとおり、我々そういう小樽市全体という視点は若干欠けていたというふうに感じております。というのも、やはり当院がそういうことをやることで、一番影響を受けるのは門前だという視点で考えさせていただきまして、小樽市全体の影響というところまでに少し心配りができなかった部分があるなということで反省しているところでございます。

○濱本委員

一旦立ち止まってもう一度ということですので、ぜひともそういう数字の分析、もしかしたら薬剤師が経営している薬局にもそんなに影響もないところもあれば、当然門前のように大きく影響するところもある。そういう人たちに対して、こういう影響が考えられますということを、数字をもって丁寧に説明するというのがやはり必要だと思うのですよね。そうでないと、なかなか理解を得られないのだと思うので、今後については、ぜひいわゆる利害関係者に対する丁寧な説明をお願いしたいと思いますのですが、その点についてはいかがですか。

○（病院）事務部長

このたび関係団体の皆様とも引き続き協議の時間を持たせていただくことになりましたので、その辺も十分配慮しながら進めていきたいと思っております。

○濱本委員

それで、今の話ではプロポーザルで公募すると説明を聞いているわけですが、現実問題少しいろいろ調べてみると、まず手を挙げる資格みたいなところで、やはり相当、皆さん応募要件の中で縛りをかけているというか、理解を得るためにやはり結構気を使っているのです。例えば、北九州市立病院ですけれども、例えば登記簿上の本社または本店が市内にある事業所もしくは主たる事業所が市内にある事業者など書いているわけで、この応募要件が、ある意味、最後の評価項目の中のいわゆる配点にも当然影響してくるわけです。これはくまもと県北病院ですけれども、平成26年4月1日から31年3月31日までの期間において3年以上継続して熊本県内で運営実績を有することなど、こういうことまでも応募要件の中でもう既に入れているわけです。

それで実際に、今度は評価項目の話になるのですが、やはりいろいろ見ていくとみんな一番気を使っているのは地域への、言うなれば配慮、貢献、連携というところなのです。この地域のところは何をみんな意識しているかという、ほとんどこれは事業者が建物を建てる場合の話ですけれども、第1番目には、開局したときの地域からの雇用、地域への居住、それから建設に当たっては地元への発注、あるところは備品や重機まで地元から買えとか。それから、当然のように関係団体、薬剤師会、医師会、地域の保険調剤薬局とそれぞれ連携を取ってくださいとか。中には開局して店舗を開いても、処方箋を持ってそこへ入ってきたときに、かかりつけ薬局への勧奨、誘導をしてもらえますかというところまで書いているところもあるわけです。つまりこれは、本来であれば自分のところへ持ってきている処方箋ですから、自分で処方して渡せば自分の売上げになるのですけれども、一旦確認して、それから、ありませんと言ったら処方してくださいというような、そこまで書いているところがあるわけです。やはり結局そういうことで地元の薬剤師会の理解を得られる条件を少しでも出しているというのは、この応募要項を見ても分かるわけです。中には、出店した薬局は地域のかかりつけ薬局から薬剤の発注をもらったら提供できますかということまでも聞いているわけです。要は薬の間屋機能もやりなさいよということまでもやっている。それは地域のかかりつけ薬局への配慮が故に、そのようないろいろな条件をつけているのですが。

一旦は見送ったということですが、こういう応募要項みたいなところで、私が今、少し例示しているものについては小樽市立病院ではどのようにお考えでしたでしょうか。

○（病院）事務部長

委員がおっしゃいますとおり、地元への配慮というのは非常に重要なことだと認識しておりました。全国のいろいろな情報を集めた中で、小樽に合った地元への配慮の仕方。例えば、小樽でいえば土日の薬局の開場がかなり負担になっているという話も聞きますので、それを担ってもらえるのか。また、地域に貢献するということで、例えば災害時に医薬品の供給ができるのかとか。あと、当院はがんの拠点病院の指定を受けましたので、その中でお互いに診療機能を高めあっている専門的な薬局になり得るのかなど、いろいろな要件を考えておまして、今後も引き続き、もともとは市民のためになる薬局を誘致するというのが大前提ですので、そこに配慮しながら細かい項目は詰めていきたいと考えておりました。

○濱本委員

そういう小樽の薬剤師会の皆さんのことを想定しながら、いろいろなことを考えながらこういう評価項目も入れてありますみたいな説明をすると少しは理解してくれる可能性はあるのではないかと思います。今たまたまがんと言いましたけれども、違うところの評価項目の中に、がんの専門または認定薬剤師資格を有している薬剤師を配置できるかとか、それから麻薬を扱えるかとか、結構ハイレベルな要求を出しているところもあるわけです。それはできなくてもしょうがないのですけれども。それから、さらには、これ無菌調剤室までということになると相当大規模なところになると思うのですけれども、そのようなことまでも出してやっているわけです。先ほどの地域への貢献という意味では、その敷地内薬局が主催をして、市内のかかりつけ薬局への研修ができるかとか、そういう項目もあるわけです。

そういうことを今後はぜひ盛り込んで、成文にならなくてもいいですから、やはり小樽薬剤師会の皆さんとそういうお話をされて、配慮しているという姿を見せてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○（病院）事務部長

限られた土地の中で行うものでございますので、一定程度できること、できないことはあるのはもちろんでございますが、やはり委員のおっしゃるとおり、今回、時間をせつかくいただいて理解をしていただく中では、そういう具体的なものを示すことが一番分かりやすいというふうに思っておりますので、その辺の部分をより細かく詰めていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

論文まではいかないですけれども、ある書いているところで見ますと、いわゆる敷地内薬局の果たす役割というところの将来像というのは、これは合っていないかも知れないです。最終的には、病院内での調剤作業はやらなないと。ほとんど敷地内薬局に発注をして、そこから入れてもらう。病院の薬剤師は何をするかということ、その管理をするという姿になるのではないかということを行っている方もいらっしゃいます。

これは小樽だから、まだ調剤薬局の数も相当あるし、薬剤師が不足しているということはないのですけれども、全国的に見ても、やはり北海道で見ても、薬剤師の足りないところがあるわけですよ。そうすると、病院に薬剤師がいないみたいな世界になってしまう。そうするとやはりこういう形、今、私が言ったように、調剤を病院内でやらないで全部外注へ出して、入ってきたものの管理だけを薬剤師がやるという時代も多分来るかもしれない。そのためにも敷地内薬局、いろいろと問題はあるでしょうけれども、私は将来的には必要になるのではないかという気がしています。小樽が人口減少していったときに、多分市内の調剤薬局の人たちも相当、高齢化していき数が少なくなってくる可能性も十二分に想定されます。私の住んでいるところの近くの調剤薬局も5月末日で閉店しました。閉店したのですけれども、それは、いわゆる処方箋が集まらない、店舗の売上げがないということでやめており、年齢的にも70歳少し前で、聞いたら最終的には稚内の調剤薬局でお仕事するみたいです。ということは、稚内には薬剤師が足りないということがそこでも分かるわけです。そうでなかったら、わざわざ小樽へ連絡して、来てくれませんかなどという話にはならない。

だから小樽はそういう意味ではまだまだ恵まれていますけれども、この先どうなるのか分からないので、やはり新しいシステムなども考えておかなければならないし、先に導入しておかないと、いざそのときになってみたら、にっちもさっちもいかないでは、やはり市民の安全・安心というのは守り切れないと思うのです。そういう意味ではぜひとも、本当に全く新しいことで、この敷地内薬局は病院局から話を聞くまでは、私自身も知りませんでした。小樽市立病院を新築するときのいろいろな議論はまだ記憶にありますけれども、設置できないと思っていましたので、これを契機に私らも少し調べてみるのと同時に、病院局もやはり利害関係者と丁寧に対応していただいて、将来のためにも設置に向けて御尽力いただきたいと思いますが、いかがですか。

○（病院）事務部長

我々といたしましても、委員おっしゃられたとおり、薬剤師の偏在というのは実は日本全国の問題として今非常に問題となっております、その一つの解決方法として敷地内薬局を誘致をして、その薬剤師を自院で活用するというような動きも、このたびの敷地内薬局の動きが加速している一因だというふうには考えております。

ただ、我々につきましては、そこまでの、薬剤師の確保が困難になっているという状況には今ありませんが、今後の部分でいいますと、やはりかかりつけ医という部分で、かかりつけの薬剤師というのが今後必要になってくる。それが地域包括ケアの中の一役を担っていただかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味では、先ほど委員から御提案があったような、地域の薬局のための薬局、そういうような機能を敷地内薬局に求めることができるのであれば、それは地域の医療のためになるというふうに考えておりますので、こういうような形のことが今後も進めていけるのか、関係機関とよく話し合ってまいりたいと思います。

○中村（吉宏）委員

◎新型コロナワクチンの企業等接種支援について

最初に、新型コロナワクチンの企業等への接種、職域接種の話は私も用意しておりましたが、先ほど酒井委員からも質問がありました。少し答弁を聞いていて思ったことなのですけれども、その前に、まずこの制度的に、例えば職域接種が可能な人数など、そういう要件を示していただけますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

職域接種につきましては、国が6月1日付で事務連絡を出しておりまして、まず要件としましては、使用するワクチンはモデルナ社製を使用してください。開始時期は令和3年6月21日から進めてくださいということがありました。あと接種会場や医療従事者の確保等につきましては、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないように、接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学などが自ら確保してくださいということ。あと実施形態としましては、企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること。企業が下請企業など取引先も対象に含めて実施すること。大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とするということ。また、接種順位につきましては、職域接種の対象者の中で接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設けること。また、接種費用は職域接種も予防接種法に基づく予防接種として行われますので、接種にかかる費用は同法に基づき支給されますと。あと、接種券につきましては、接種券が届く前でも接種可能ですということ。接種券が発送された後は、企業や大学等において本人から回収して、予診票に添付の上、必要な処理をしてくださいということで通知の中にありまして、1回当たり1,000回といいますか、そういうような接種ということが国からは来ております。

○中村（吉宏）委員

最後の1,000回というところがネックかと思うのですが、市内でもこういう要望が上がっておりまして、その回数というのは1,000回でないとまずいのか。それから今いろいろな団体の中で商工会議所の名前も出ましたけれども、例えば商店街の組合や飲食店の組合など、そういう団体にも対象になるのかどうかというところはいかがですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

企業に求めることとしては、まず商工会議所などがまとめて人数を集約して接種することになるかと思っておりますけれども、同一の接種会場で2回接種完了するというので、最低2,000回、1,000人掛ける2回程度の接種を行うことを基本とし、こちらはモデルナ社製のワクチンの1箱分といいますか、そういうことを目途にこういうことが掲げているというふうに考えております。ですから、小さい事業所が皆さんと一緒にということもあるかというふうに考えておりますけれども、今のところはそのように。ただ、これを緩和していくということも国は言ってきておりますので、適切にワクチンが使われることを念頭に、ある程度の期間で接種を進めていって、合計で1,000回ということもあろうかとは考えておりますけれども、国はそれにこだわらずに緩和しますということも出てきております。

○中村（吉宏）委員

それから、先ほど小樽市にいろいろな問合せが来た場合のことで観光振興室から答弁があって、対応しなければなりませんよねと、連絡等受けなければならないですよねということでしたけれども、例えばずっと長いこと影響を受けている飲食の団体など、そういったところからもやはり要望等問合せは来ると思うのです。

そういうことに関しての先ほどの観光振興室からの答弁でしたけれども、小樽市全体として、そういった問合せを受けながらこういった対応をしていただけるということによろしいですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

企業の方につきましても小樽市民の方もいらっしゃると思いますし、小樽市民もほかの地域でお仕事をしている方は、ほかの地域でワクチン接種を受けることもあろうと思いますけれども、私たち対策本部といたしましては、職域接種については自治体の接種とは別個に進めてもらうことが原則になっておりますが、制度のことなど相談があれば、私どもも相談に乗っていきたいというふうに考えております。

また、接種券ですが、今後64歳以下の送付時期が近づいてきていることから、今後、市内の接種施設の予約の受付状況の見直しなども含めまして周知、情報提供などをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

ぜひともお願いしたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症罹患者の治療等終了後の対応について

少し時間の関係で全ての質問をし切れなと思いますけれども、次の項目を質問します。

新型コロナウイルス感染症罹患者の治療等終了後の対応ということで伺います。6月17日現在で小樽市で行ったPCR等の検査数と、それから陽性者数、そして陰性になった方の人数を示していただけますか。多分報告で出ていると思うのです。

○（保健所）次長

大変申し訳ありません、今手元に数字持ってきてございませんので、後ほどお知らせいたします。

○中村（吉宏）委員

陰性の方が1,099人と示されていて、この方たちが対象になるのかなということなのですが、陰性が判明した後、後遺症に悩まされる方たちが多くいらっしゃる状況と認識しております。報道等でもありますけれども、こういった方たちへの本市の対応ということで、まず、その患者たちの状況は把握されているのか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

新型コロナウイルス感染症に罹患して、その後、治療を終えてということで、後遺症のある方を全数把握しているわけではございませんが、治療を終了して、なお症状が残って保健所に相談される方、また、治療終了する前に引き続き地域で支援が必要だという方も把握されておりますので、そちらについて保健所で把握して、必要な支援につなげているというような現状でございます。

○中村（吉宏）委員

今必要な支援ということでありましたけれども、具体的にどういうことなのか示してください。

○（保健所）健康増進課長

これまでの内容でいいますと、例えばその後遺症等の症状が残ってということであれば、もちろん受診をお勧めするというようなことをしております。こちらの受診につきましては、基礎疾患をお持ちの方につきましては、かかりつけ医にかかるようにと御説明するのと、また、高齢者の場合は、介護のサービスなどに入っていなかった方もいらっしゃるって、後遺症といいますか、入院が長引いて生活機能が低下してということがありますので、そちらについてはサービスにつなげるようなことをやっています。加えて、医療機関への働きかけということで、今年1月に退院基準を満たした方、治療を終了した方への医療機関での受入れをお願いすること。また、2月には後遺症が残っている方、地域の診療、医療機関で診療をしてくださいというような協力依頼を、この2通を医師会を通じて文書を発出して、協力を依頼しているということでございます。

○中村（吉宏）委員

市内医療機関でどういう対応をしているのか聞こうかと思ったら、しっかり対応されているそうなので、まずは

少し安心しました。引き続きお願いします。

◎小樽市内の看護学校について

続きまして、小樽市内の看護学校について伺います。

我が党の代表質問で高木議員が質問した答弁からですけれども、この看護学校について今、四者協議が進められおり、新しい4年制の学校をつくっていくということでありましたが、これまでのスキームが変更されることで、この先市内で看護師を目指す市民の学習機会を市内で逸することになることについて、その答弁では市外の学校に進学することや准看護師資格取得を諦める可能性があるとして示しているのですけれども、これについて、小樽市としてどういう対策をするのかお聞かせください。

○（保健所）次長

ただいま委員からありました進学先がこの4年間はなくなるということ、これは協議会の中で検討されてきた方向性ということになりますと、そうなることは事実だと思います。市内に進学先がなくなるということではございませけれども、他の地域への学校への進学を考えていただくか、もしくは4年間新しい学校ができるまで進学を待っていただくなどを考えていただくということで、なかなかそれ以外の手だてを行政で対応できることは、今のところは少し難しいかというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

今の御答弁ですと、対応策と呼べるのかというお話なのです。ただし、やはり民間の法人がこれから運営するというのも考え合わせますと、なかなか難しい問題なのだろうなと思っているわけでありませ。

それで、またもう一個課題があつて、看護師の募集停止期間が出てしまうのです。そうしますと、これも答弁にあったように4年間で160名の新たな看護人材の供給が見込めず、市内の看護師不足につながる可能性があるかと御答弁されているのですけれども、まさしくこういうことにつながってってしまうのではないかとすることを危惧しておりました。実際にどのような影響が具体的に生じると見ているのか、少しこの辺を具体的にお示しください。

○（保健所）次長

4年間看護学校からの卒業生がいなくなるということで、高木議員からの御質問の御答弁の中でも160人という数字が出ておりましたが、そのことも確かに事実ということになろうかと思います。この結果、起きる状況といたしましては看護師の不足、各医療機関で小樽市の学校からの卒業生が採用できない期間が出てくるということになろうかと思います。

○中村（吉宏）委員

もう少し具体的な数字を聞きたくて、把握ができていればいいです。これは先ほどお伺いしたのですけれども、市内における看護師の年間採用人数を把握ができていればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

把握ができていればということだったのですが、結論から申し上げますと、新規の採用者数の調査を特に行っておりませないので、把握はいたしておりませ。

○中村（吉宏）委員

少なくとも年間40名の看護師が供給できないという形になりますと、相当ダメージも大きいのだろうなと。以前、小樽市立病院も看護師の定数に充足していないという答弁ももらっている中で、これは少しゆゆしき事態なのだろうなと思います。

この予測される看護師の供給の影響を最小限にとどめられるように、市としても北海道や関係団体などと連携して対応したいと答弁しているのですが、どのような連携をしていくのかを具体的にお示しください。

○（保健所）次長

具体的な対応策ということでございませけれども、北海道、それと関係団体ということで北海道看護協会といつ

たところに看護師の小樽への採用について配慮いただけないかというようなお願い。あとは、大学や専門学校などの学校に直接、小樽市への就職の紹介といったことを医師会、医療機関、市が一緒になって要請をしていくといったことが具体的な活動になるかというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

就職者を探すということは当たり前といえば当たり前なのですが、やはりこの今までの3年課程の看護専門学校から供給される看護人材といいますのが、その7割が小樽市内に定着しているという実績があると伺っております。これは本当にゆゆしき問題だと思っております。4年間の空白期間を少しでも短縮できるように、協議の中で、これからも四者協議を行っていくと思うのですが、引き続きお話をさせていただきながら、今後もその短縮に向けた対応をしていただきたいと思いますと思うのですが、少しその辺の見解をお聞かせください。

○（保健所）次長

これまでの四者協議の中におきましては、この看護師養成施設、看護専門学校の存続を前提といいますか、第一に考えた上で各法人が対応可能な範囲の中で、このスケジュールであればということで検討していただいた結果でございます。

現状といたしましては、このスケジュールを再度検討することは、なかなか難しいということになるかと思っておりますけれども、議会で出された意見について、市からも四者協議の中で伝えていくことはしていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今、課題もいろいろ出てきている中で何とか少し、そういう調整が難しいことも重々承知なのですが、引き続き行っていただきたいと思います。そして我々も、この件に関しては、すごく微力ながらも御対応できるように検討していく用意もありますし、ぜひとも何とか取り組んでいただきたいと思います。

そして、この問題というのは本来四者協議で行われてきました。確かに法人が運営するものですが、小樽市の状況に非常に大きく影響するものでありますので、本来だったらオール小樽の中で議論ができればよかったのではないかなということを申し添えまして、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。